

森林環境譲与税の使途について

森林環境税及び森林環境譲与税の概要

わが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されました。

森林環境税

森林環境税は、令和6年度から国内に住所を有する個人に対して課税される国税であり、市区町村において、個人住民税均等割と併せて一人年額千円が課税されます。

その税収は、全額が森林環境譲与税として都道府県・市区町村へ譲与されます。

森林環境譲与税

森林環境税の収入額に相当する額は、客観的な譲与基準により、都道府県・市区町村に森林環境譲与税として譲与されます。なお、森林整備が喫緊の課題であることを踏まえ、令和元年度から譲与されています。令和5年度までの譲与税財源は交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金を充て、借入金の償還は後年度の森林環境税の税収を充てることとされていましたが、令和2年度より、災害防止・国土保全機能強化等の観点から、森林整備を一層促進するため、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用し、交付税特別会計における譲与税財源の借入れを行わないこととした上で、森林環境譲与税の譲与額が前倒しで増額されることになりました。

森林環境譲与税は、都道府県・市区町村が、それぞれの地域の実情に応じて森林整備及びその促進に関する事業を幅広く弾力的に実施するための財源として活用されます。

森林環境譲与税の使途について

森林環境譲与税は、間伐等の森林整備や森林整備に係る人材育成・担い手確保、木材の利用促進や普及啓発等に充てることとされています。本町における使途は以下のとおりです。

年度	事業区分	事業名	事業費 (千円)	内譲与税 (千円)	内他の 財源 (千円)	基金への 積立額 (千円)	事業内容
令和 5年度	木材・普及 啓発関係	森林環境啓発 促進事業	1,484	1,466	18	0	当町に住民登録 された新生児に お食い初め用木 製食器一式の配 付による木材利 用の普及・啓発 活動。